基金の運用要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この運用要領は、函館市公金管理の基本方針に基づき、各基金の各種運用に 必要な事項を定めるものとする。

(運用対象基金)

第2条 運用対象基金は、函館市の条例において設置している、函館市財政調整基金、 函館市公共施設整備等基金、函館市育英基金、函館市社会福祉施設整備基金、函館 市青少年芸術教育奨励基金、函館市障害者福祉基金、函館市地域振興基金、函館市 観光振興基金、函館市大間原発訴訟基金、函館市青少年育成基金、函館市森林整備 等対策基金、函館市国民健康保険事業財政調整基金、函館市競輪事業施設整備基金、 函館市奨学基金および函館市介護給付費準備基金の15の基金(以下「基金」という。) とする。

(運用原則)

第3条 基金の運用にあたっては、元本の安全性や資金の流動性を十分に確保しながら、運用収益の最大化を図り、効率的な運用に努めるものとする。

(一括運用)

- 第4条 第3条の運用原則に則り、一括運用する基金は、第2条の運用対象基金の全 基金とする。
- 2 一括運用した運用収入は財政調整基金の財産収入として代表して受け入れ、各基 金への配分は、当該年度の12月末時点の基金残高に応じて按分し、年度末までに財 政調整基金の財産収入から各基金等へ更正振替を行うものとする。

第2章 繰替運用

(運用期間)

- 第5条 運用期間は、1年以内とし、利息は後払いとする。
- 2 繰上償還については、必要に応じて一般会計からのみ認めるものとする。

(運用金額)

第6条 基金の現金残高の範囲内において、各会計の資金不足に対応するために必要な額を会計管理者と協議のうえ定める。

(運用利率)

- 第7条 繰替運用利率については、日本銀行金融機構局が公表している譲渡性預金の 年利平均利率または国庫短期証券の利回りのいずれか高い方を利率とする。
- 2 繰替運用利率は、繰替運用の前日から起算して5営業日前の日を基準日として算 定するものとし、小数点第3位まで(小数点以下第4位を四捨五入)とする。なお、 運用期間中は、原則として繰替運用利率の変更は行わないものとする。
- 3 令和3年3月31日から令和4年3月31日までの運用に限り、繰替運用利率を0.084%とする。

第3章 定期預金等による運用

(運用対象預金)

第8条 運用対象預金種類は、定期預金もしくは譲渡性預金とする。

(運用期間)

第9条 運用期間については、歳計現金の収支状況を勘案しながら、会計管理者と協議のうえ定める。

(運用金額)

第10条 運用金額については、最少預金単位を1億円として、歳計現金の収支状況を 勘案しながら、会計管理者と協議のうえ定める。

(取引先金融機関)

第11条 取引する金融機関については、自己資本比率や、金融庁に登録された信用格付業者(R&I・JCR・S&P等)による信用格付が別に定める一定水準を上回る金融機関とする。ただし、預金債権の全額について、金融機関が保有する市債との相殺が可能な場合はこの限りではない。

(取引先の決定)

- 第12条 取引先の金融機関については、利率の見積もり合わせにより、上位の利率を 提示した金融機関とする。ただし、事前に金融機関から市場金利と比較して著しく 有利な利率の提示があった場合は、相対方式で決定できるものとする。
- 2 見積もり合わせの結果,同率の場合は,くじ引きにより取引先を決定することとし,当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

第4章 債券購入による運用

(運用対象債券)

第13条 運用対象債券は、国債、地方債、および政府保証債を基本とする。

(運用期間)

第14条 運用期間については、歳計現金の収支のほか、基金残高合計や今後の財政見通しを勘案しながら、第3条の運用原則に則った期間を会計管理者と協議のうえ定める。

(運用金額)

第15条 運用金額については、最少購入単位を1億円として、歳計現金の収支のほか、 基金残高合計や今後の財政見通しを勘案しながら、第3条の運用原則に則った額を 会計管理者と協議のうえ定める。

(取引先証券会社)

第16条 取引する証券会社については、自己資本規制比率が別に定める一定水準を上回り、かつ自治体を取り扱うことのできる体制が整った証券会社とする。

(取引先の決定)

- 第17条 取引先の証券会社については、市場の利回り変動がある中で有利な取引が行えるよう、相対方式または見積もり合わせで決定するものとする。
- 2 見積もり合わせの場合、上位の利率を提示した証券会社とする。
- 3 見積もり合わせの結果,同率の場合は,くじ引きにより取引先を決定することとし,当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

第5章 企業会計に対する短期貸付

(貸付対象)

第18条 基金に属する現金の短期貸付けは、短期貸付を受けようとする年度の前年度 決算において、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号) に定める資金不足比率の生じていない企業会計を対象とする。

(借入れの申込み)

- 第19条 基金に属する現金の短期貸付けを受けようとする企業会計の代表者(以下「企業会計代表者」という。)は、当該貸付けを受けようとする日の1週間前までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
 - (1) 基金短期貸付金借入申込書(様式第1号)

- (2) 基金短期貸付金借入申込調書(様式第2号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(貸付利率)

第20条 貸付利率は、第7条の規定による。

(貸付金の限度額)

- 第21条 貸付金の限度額は、貸付けを受けようとする企業会計の当該年度の予算に定める一時借入金の限度額の範囲内の額とする。
- 2 貸付金の1件当たりの総額は、1,000万円以上とし、かつ、貸付金の単位は 100万円とする。

(償還期限)

- 第22条 償還期限は、貸付日から3月以内の期間とする。ただし、やむを得ない事情により引き続き借入金の全部または一部の額について借入れを希望するときは、最初の貸付けを受けた日から1年以内の期間に限り、3月以内の償還期間で、最初の貸付けと同様の手続きを経て借り換えることができる。
- 2 前項の償還期限は、1会計年度を超えることはできないものとする。

(貸付の決定)

第23条 市長は、企業会計代表者から第19条の借入れの申込みがあったときは、提出された書類を審査し、速やかに基金短期貸付金貸付決定通知書(様式第3号)または基金短期貸付金借換決定通知書(様式第4号)により代表者に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第24条 企業会計代表者は、前条の基金短期貸付金貸付決定通知書または基金短期貸付金借換決定通知書による通知を受けたときは、借入日または借換日までに基金短期貸付金借用証書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

附則

- 1 この運用要領は、平成28年8月23日から施行する。
- 2 この運用要領の施行に伴い、「基金の運用要領」、「基金の繰替運用事務要領」、「基金の繰替運用事務処理要領」、「基金の国債購入による運用方法」および「企業会計に対する基金の短期貸付要綱」は、廃止する。
- 3 この運用要領施行前に実行された,各基金の各種運用については,なお従前の例による。

附則

この運用要領は、平成29年3月13日から施行する。ただし、次の各号に掲げる 改正については、当該各号に定める期日から施行する。

- (1) 第2条のうち、「函館市在宅福祉ふれあい基金、函館市国際交流基金、」および「函館市西部地区歴史的町並み基金、函館市スポーツ振興基金、」を削除し、「函館市青少年育成基金、」の後ろに「函館市競輪事業施設整備基金、」を加え、「18の基金」を「15の基金」に改める改正 平成29年4月1日
- (2) 第5条第3項の改正 平成29年3月31日

附則

この運用要領は、平成30年3月30日から施行する。

附則

この運用要領は、平成31年3月29日から施行する。ただし、第2条の改正については、平成31年3月30日から施行する。

附則

この運用要領は、令和元年9月13日から施行する。

附則

この運用要領は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この運用要領は、令和2年3月31日から施行する。

附則

この運用要領は、令和2年9月14日から施行する。ただし、改正前に定めたものは引き続き効力を要する。

附則

この運用要領は、令和3年3月13日から施行する。ただし、次に掲げる改正については、当該に定める期日から施行する。

(1) 第7条第3項の改正 令和3年3月31日

1	借入金額	
2	借換えを希望す る既借入額等	既借入額 借入日 平成 年 月 日 百万円 償還日 平成 年 月 日
3	資金の用途	事業 運転資金
4	利率	年パーセント
5	借入希望日	平成 年 月 日
6	償還予定期限	平成 年 月 日
7	利息の支払方法 お よ び 期 日	元金償還の日において,借入日の翌日から元金償還の日 までの日数に応じ支払うものとする。

上記のとおり、資金の借入れをしたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

年 月 日

函館市長 様

団 体 名 代表者職氏名

印

短期貸付金借入申込調書(新規・借換)

1 団 体 名	7		9 }	資 金	計画								(単位	位:百万円)
					区	分		本年度予算		借 月 入	月	月	月	備考
2 借入希望额	頁								までの実績	月				
			百万円		① 前年度(前月)からの繰越額		*	*					※印欄の
3 借入希望日	1				② 営 業	収 益								額は一致
		年	月 目	収	③ 企	業債								するもの
4 償還予定期	阴限				④ 出	資 金								である。
		年	月 日		⑤ 他会計長	長期借入金								
5 資金を必要	更とする理	里由			⑥ 補 助 金	· 負 担 金								
				入	⑦ 過 年 度	未収金								
6 償還財	源				8 そ	の他								
					合	計 A								
7 一時借入金	金の状況	(月日現在	生)		① 営 業	費用								
利息の支払方法	利率	借入金額	借入期間		② 建 設	改良費								
および期日	%	千円	年 月 日	支	③ 支 払	利 息								
			自 至		④ 企業債等長	期借入返還金								
			自		⑤ 貯	蔵品								-
			至	出	⑥ 過 年 度	未払金								-
			自		⑦ そ	の他								=
			至		合	計 B								-
			自		収 支 差 額	A – B								
			至	_	/# 1 ## C	一般会計等								1
			自	時	借入額C	その他								1
			至	借		一般会計等								1
			自	入	返還額D	その他								1
			至	金	計	C-D								1
合	計				末資金残額 A	- B + C - D	*							1
8 予算上の-	一借限度額	頂	· 千円	担当台	部課(係)名		ı	I.	担当者職氏名	,			電話 -	

基金短期貸付金貸付決定通知書

1	貸 付 金 額	0 0 0 0 0
2	資金の用途	事業 運転資金
3	利率	年パーセント
4	貸 付 日	平成 年 月 日
5	償 還 期 限	平成 年 月 日
6	借用証書番号	
7	利息の支払方法 お よ び 期 日	元金償還の日において,借入日の翌日から元金償還の日 までの日数に応じ支払うものとする。

上記のとおり、貸付けをしますので、借入れの手続きをしてください。

年 月 日

団 体 名代表者職氏名様

函館市長 (基金)

第 号

基金短期貸付金借換決定通知書

	区 分	借 換 前	借 換 後
1	貸 付 金 額	借換前金額 百万円	借換後金額 百万円
2	貸付けまたは 借換え年月日	貸付日 平成 年 月 日	借換日 平成 年 月 日
3	資金の用途	事業	運転資金
4	利率	年 パーセント	年 パーセント
5	償 還 期 限	平成 年 月 日	平成 年 月 日
6	差引資金貸付額		百万円
7	差引資金償還額		百万円

上記のとおり、借換えを決定したので、借入れの手続きをしてください。 なお、既貸付額に係る利子は、借換日当日に必ず支払ってください。

年 月 日

団 体 名代表者職氏名様

函館市長 (基金)

	第		号
基金短期貸付金借用証書		(<u></u> 捨 <u>印)</u> 印 	

|--|--|--|--|--|

上記金額を次の条件および裏面特約条項を承諾のうえ借用しました。

1	資金の用途	事業 運転資金
2	利 率	年 パーセント
3	償 還 期 限	平成 年 月 日
4	利息支払期日	元金償還の日

年 月 日

 函館市長
 様

 (
 基金)

団 体 名 代表者職氏名

印

短期貸付けをする基金を所管する市長(以下「甲」という。)と借入団体の代表者 (以下「乙」という。)の間に係る特約条項

1 貸付利率

乙は、表面の利率の定めにかかわらず、金融情勢の変動に応じて甲が定める利率 に変更があっても、異存ないものとする。

2 繰上償還

- ① 乙は、この借入金の全部または一部の額について、甲の承認を得て繰上償還を することができる。
- ② 乙は、甲の都合により甲からこの借入金の全部または一部の額について繰上償還を求められても依存がないものとする。

3 利子の支払等

- ① 利子は、借入の翌日から計算するものとする。
- ② この借入金の利子の支払期日は、償還期限到来の日(この借入金の全部の額について繰上償還が行われる場合にあっては、当該繰上償還が行われる日)のほか、この借入金の一部の額について繰上償還が行われる場合にあっては、当該一部の額について繰上償還が行われる日とする。

4 借換え

- ① 乙は、甲の承認を得て、この借入金の全部または一部の額について借換えをすることができるものとする。
- ② 乙は、借換えをしようとする場合には、当該借換えにより甲から貸付けを受けようとする額について、短期貸付金の借換えの申込みの手続きをするものとする。
- ③ この借入金について借換えが行われる場合には、この借入金の額と当該借換えにより乙が甲から貸付けを受ける短期貸付金の間における対当額は、相殺により決済するものとする。

5 調査および報告

乙は,この借入金の使用の状況,その他この借入金に関し必要な事項について, 甲から調査を受け、または報告を求められても異存ないものとする。